# 優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令 （平成十年政令第二百五十四号）

#### 第一条（法第二条第一号の政令で定める規模）

優良田園住宅の建設の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める規模は、三百平方メートルとする。

#### 第二条（法第二条第二号の政令で定める数値）

法第二条第二号の政令で定める数値は、建築面積の敷地面積に対する割合については十分の三、延べ面積の敷地面積に対する割合については十分の五とする。

#### 第三条（法第二条第三号の政令で定める階数）

法第二条第三号の政令で定める階数は、三とする。

# 附　則

この政令は、法の施行の日（平成十年七月十五日）から施行する。